

陳情第32号	受理年月日	平成29年6月6日
付託委員会	教育文化委員会	
陳情者	戸畑区浅生三丁目7-5-401 「戸畑こどもと母のとしょかん」の存続を求める会 代表 鋤塚 聰子	
件名	戸畑こどもと母のとしょかんの存続について	
要旨	<p>日本図書館協会は、人間は情報・知識を得ることによって成長し、生活を維持していくことができ、文化的な、潤いのある生活を営む権利を有しており、公立図書館は、住民が抱えているこれらの必要と欲求に応えるために自治体が設置し運営するもので、住民全ての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場である。また、住民なら誰でも無料でこれを利用することができる。図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務であるなど、その使命と役割を指摘している。</p> <p>北九州市は、公共施設の削減方針の一環として、戸畑こどもと母のとしょかんを来年3月で廃止すると発表した。戸畑こどもと母のとしょかんは、昭和55年の開設以来、地域に根差した図書館として、ボランティアによる子供への絵本読みなど、多くの市民の活動によって支えられ、地域住民の教育・文化の活動拠点となってきた。利用者からは、戸畑図書館ができたから廃止するのはおかしい、多くの子供や親が利用している施設を廃止するのは納得いかないとの声が上がっている。</p> <p>公共施設のマネジメントは、市民への十分な説明を行い、理解を得ながら進めることになっており、今回の突然の廃止発表は、利用者を初め市民には寝耳に水である。また、廃止は地方公共団体の責務の放棄であり容認できない。</p> <p>ついては、戸畑こどもと母のとしょかんの廃止方針を撤回し、存続させていただきたい。</p>	